

KSG クラウドバックアップ利用規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

1. KSG クラウドバックアップ利用規約(以下「本規約」といいます)は、KSG 株式会社(以下「KSG」といいます)が提供する「KSG クラウドバックアップ」(以下「本サービス」といいます)の利用について定めるものです。
2. 本サービスを利用する者(以下「利用者」といいます)は、本規約を遵守するものとします。

第2条（本規約の適用）

1. 本規約は利用者と KSG との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。
2. KSG が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. KSG は本規約を必要に応じて変更することができるものとします。
2. 本規約の変更にあたっては、KSG は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容を通知するものとします。

第4条（本規約の公表）

1. KSG は本規約を KSG のホームページ、その他 KSG が別に定める方法により、公表します。

第5条（用語の定義）

1. 本規約においては、以下の用語は以下のことを意味します。
 - (ア)「データセンター」とは、本サービスの提供を行い、バックアップデータを収容する施設をいいます。
 - (イ)「本システム」とは、本サービスを提供するために KSG が用意するアプリケーションのことをいいます。
 - (ウ)「データ復元テスト」とは、利用者が本サービスを利用してデータセンターに保存したデータを KSG もしくはメーカーが有償でメーカーの指定する環境を使い復元のテストを行うことをいいます。
 - (エ)「復元検証」とは、本サービスのオプションであり、利用者が本サービスを利用してデータセンターに保存したデータを KSG もしくはメーカーがメーカーの指定する環境を使い復元の検証を行うことをいいます。
 - (オ)「データ復旧作業」とは、利用者が本サービスを利用してデータセンターに保存したデータを利用者もしくは KSG あるいはメーカーが利用者及びメーカーの指定する環境に指定されたデータを復旧する作業の事をいいます。尚、利用者が KSG もしくはメーカーに有償で依頼をする作業も含まれます。

第2章 契約

第6条（利用の申込）

1. 本サービスの利用を希望するときは、本規約の内容を承諾した上で、KSG の申込書又は KSG ホームページの申込サイトから必要事項を記載し、KSG に申し込むものとします。
2. 前項の申込に際して、申込者確認のため必要な情報を別途 KSG に提出していただくことがあります。

第7条（契約の単位）

1. 利用者は、本サービスで利用できる機能およびバックアップの対象となる機器とデータ容量に応じて、個々に本サービスの利用契約を締結するものとします。
2. 本サービスで利用できる機能につきましては、KSG のホームページ、その他 KSG が別に定める方法にて確認できるものとします。

第8条（契約の成立）

1. KSG が第6条(利用の申込)に従ってなされた申込を承諾することにより、本サービスの利用契約が成立することとします。本規約に基づく本サービスの利用契約(以下、「本契約」といいます)は、KSG が申込書（または申込サイトからの申し込み）を受領して本サービスの開始通知を送付した日付(以下、「契約日」といいます)をもって成立します。
2. KSG は、次の場合に該当すると KSG が判断したときは本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。また、本契約成立後においても、次の各号に該当すると判断した場合、KSG は、本契約を解除することがあります。
 - (ア) KSG 所定の利用申込書に虚偽の事項を記載し、又は記入漏れがある場合並びにその恐れがある場合
 - (イ) 本サービスの申込者が KSG の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払を怠り、又は怠る恐れがあると KSG が判断した場合
 - (ウ) 本サービスの申込者が第13条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当する恐れのある場合
 - (エ) 本サービスの申込者が過去において第13条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当した事実がある場合
 - (オ) 本サービスの申込者又はその役員若しくは従業員が反社会的勢力に該当すると KSG が判断した場合
 - (カ) 本サービスの申込者が本サービスの利用に適さないと KSG が判断した場合
 - (キ) その他、KSG の業務遂行上支障があると認められる場合
3. KSG が申込を承諾しない場合には、KSG は申込者に対しその旨を通知します。

第9条（サービス利用内容の変更）

1. 利用者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、変更する内容等について KSG が別途定める方法に従い、KSG に申し込むものとします。
2. 前項の申込を承諾する場合は、KSG は利用者に対しその旨を通知します。

3. 第1項の申込があった場合に、前条(契約の成立)第2項の各号に該当するとKSGが判断したとき、又は技術的に困難である等KSGの業務遂行上支障があるときは、KSGは申込を承諾しないことがあります。この場合は利用者にその旨を通知します。
4. 利用者の契約内容の変更は、KSGが変更を承諾し、変更後のサービスの提供を開始した日より適用します。

第10条 (利用者の名称等の変更)

1. 利用者は、申込書に記載された利用者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所、KSGに届け出た連絡先電話番号、電子メールアドレス等、利用者に関する事項に変更があった場合は、変更内容を速やかにKSG所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出があったときは、KSGに対しその届出のあった事実を証明する書類等をKSGに提出していただくことがあります。
3. 利用者が第1項に定める変更届を怠り不利益を被ったとしても、KSGは一切の責任を負わないものとします。

第11条 (KSGが行う契約の解除)

1. KSGは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、あらかじめ利用者に催告することなく本契約を解除することができるものとします。
 - (ア)第13条(提供停止)第1項に基づきKSGがサービスの提供の全部又は一部を停止した場合において、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合
 - (イ)第13条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由により、本サービスの提供に著しく支障を及ぼす恐れがあると認められる場合
 - (ウ)本契約上の債務の履行を怠る恐れがある場合
2. KSGが前項により本契約を解除する場合、第21条第2項の規定を準用し、一方、利用者は未払い料金について支払義務を負います。

第4章 サービスの停止・制限

第12条 (運用停止)

1. KSGは、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの運用を停止することができるものとします。
 - (ア)KSGが提供する本サービス用設備の保守、工事、又は障害等、やむを得ない場合
 - (イ)KSGが提供する本システムの保守を緊急に行う場合
 - (ウ)天災、事変、その他の非常事態が発生、もしくは発生する恐れがある場合
 - (エ)KSGもしくはメーカーに設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (オ)KSGが本サービスの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断した場合

2. KSG は、前項の規定により本サービスの運用を停止するときは、あらかじめその旨とサービス運用停止の期間を利用者に通知することとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. KSG が第 1 項の規定により、本サービスの運用を停止した場合、これにより利用者に生じた損害について、KSG は一切責任を負わないものとします。

第 13 条（提供停止）

1. KSG は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると KSG が判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (ア) 本規約に違反をした場合
 - (イ) KSG のサービスの運営を妨害又は KSG あるいは第三者の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合
 - (ウ) KSG に損害を与えた、あるいは他の利用者に対して支障を与えた場合
 - (エ) 本規約に基づく債務を履行しなかった場合
 - (オ) KSG あるいは第三者の著作権、商標その他の知的財産権を侵害した場合
 - (カ) 本システムに権限なく不正にアクセスを試みる等、本サービスの運営に支障をきたす恐れのある場合
 - (キ) KSG あるいは第三者の ID あるいはパスワードを不正に使用した場合
 - (ク) その他利用者として不適当と KSG が判断する場合
2. KSG は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨とサービス提供停止の期間を利用者に通知することとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前条第 3 項の規定は、KSG が本条第 1 項の規定により、本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に準用します。

第 14 条（非常事態時の利用の制限）

1. KSG は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防、もしくは救援、交通、通信、もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第 5 章 データ復旧

第 15 条（データ復旧作業）

1. データ復旧作業は、原則利用者の責任で実施するものとします。但し、利用者から以下の申し入れがあった場合は、この限りではありません。尚、データ復旧作業にはデータ復元テスト及びオプションの復元検証も含まれます。

- (ア)利用者が KSG もしくはメーカーに有償でデータ復元テストを依頼した場合
 - (イ)利用者が KSG もしくはメーカーにオプションの復元検証を申込した場合
 - (ウ)利用者が KSG もしくはメーカーに有償でデータ復旧作業を依頼した場合
2. 利用者の責任で実施したデータ復旧に関し、KSG がデータ復旧後の正常性を保証するものではありません。また、データの復旧に関する事柄について KSG は何らの保証を行わず、一切の責任を負わないものとします。
 3. 利用者の責任で実施するデータ復旧作業の問合せ(作業内容の確認)について、如何なる内容にもかかわらず KSG は対応を行わない事とします。

第 6 章 サービス提供条件

第 16 条 (サービスの業務範囲)

1. 本サービスを提供するにあたり、KSG の業務範囲は、次に挙げる通りとします。
 - (ア)バックアップ装置への定期的なデータの保管
 - (イ)バックアップデータ収集エラーの確認及び利用者への通知
 - (ウ)バックアップ容量が本サービスの利用申込において利用者が設定したバックアップデータ容量(以下「契約容量」といいます)の値に達した旨の利用者への通知

第 17 条 (サービスの提供地域)

1. 本サービスの提供は日本国内から接続する利用者のみとします。

第 18 条 (サービスの利用の制限)

1. KSG は、次の各号に挙げる利用条件に基づき本サービスを提供します。
 - (ア)利用者の指示に基づき KSG もしくはメーカーが実施するデータ復旧作業について、データ復旧後の正常性を保証するものではありません。
 - (イ)KSG が指定した形式以外のファイル名を使用しているデータあるいは、バックアップの収集ができない場合があります。
 - (ウ)第 12 条(運用停止)に定める事項によりバックアップの収集を中止した場合、バックアップの再収集は行いません。
 - (エ)利用者の責に帰すべき事由によりバックアップの収集を中止した場合、バックアップの再収集は行いません。
 - (オ)利用者の回線サービスの提供状態によっては、バックアップ時間が利用者の想定する許容時間を超えてしまう場合があります。
 - (カ)前号の場合、及び、KSG もしくはメーカーが保管するバックアップデータ量が、本サービスの利用申込において利用者が設定した契約容量を超えた場合、契約容量がアップグレードされるまでバックアップの収集ができないことがあります。

第 19 条（サービス提供の終了）

1. KSG は、KSG もしくはメーカーの事情により、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. 本サービスの終了にあたっては、1 ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって利用者にその事を周知し本サービスを終了することとします。
3. 本サービスの提供終了にあたり、バックアップデータの取り扱い(返却、削除等)については、利用者と別途協議の上、判断することとします。

第 20 条（データの取り扱い）

1. 契約解除、利用停止その他の事由により、利用者が本サービスの利用権を喪失した場合、利用者は、サーバへのアクセス権を失い、KSG もしくはメーカーはサーバ内に蓄積された利用者のデータを事前通告することなく削除することができるものとします。
2. 利用者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為、及び、その結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 利用者は、自己の責任においてデータ領域（データ保管空間）内を利用し、保管管理を行い、データのバックアップを行うものとします。
4. KSG は、利用者が登録したデータについては、何らの保証も行わず、一切の責任を負わないものとします。
5. KSG もしくはメーカーは、利用者の承諾を得ることなく、利用者が登録したデータ領域のコピーを保管（以下、「バックアップデータ」という）することができるものとします。ただし、当該バックアップデータは、KSG もしくはメーカーが提供するサービスのサーバ障害・停止時の復旧の便宜に備えてのものであり、利用者のデータ領域の保全を目的とするものではありません。
6. 前項におけるバックアップデータについて、KSG は、データの完全性を含め、一切の保証をしないものとします。また、何らかの事由により、当該バックアップデータの一部、または、全部が消失し、これにより、利用者へ損害が生じたとしても、KSG は、一切の責任を負わないものとします。

第 7 章 料金等

第 21 条（契約期間）

1. 契約期間は、第 8 条第 1 項の契約日から起算して、契約者が選択する、1 ヶ年の整数倍の期間とします。
2. 本契約は、契約満了月の末日から 40 日以上前までに、KSG もしくは利用者から相手方に契約を終了させる旨の通知がない限り、自動的に同一条件、同一利用期間にて延長されるものとし、その後も同様とします。

第 22 条（料金等）

1. 本サービスの利用料金及びその他の料金は、KSG のホームページもしくは KSG が書面で公表する料金表に定めるとおりとします。

2. 利用者には、本契約の締結をもって、前項で規定されたサービス利用料金の支払義務が発生するものとしします。
3. 第 13 条(提供停止)により本サービスの全部又は一部の提供が停止された場合においても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
4. 本契約に基づき利用者が KSG に対して行なう支払についての振込手数料は、利用者の負担としします。

第 23 条 (利用者の契約解除の制限等)

1. 利用者は、第 21 条(契約期間)第 1 項に定める契約期間内は本契約を解除することはできません。
2. KSG は、利用者が KSG に支払い済みの料金については理由の如何を問わず返金しないものとしします。

第 24 条 (料金等の支払方法)

1. 利用者は、料金等を、KSG が別途指定する方法で、KSG の指定する期日までに支払うものとしします。
2. 利用者から KSG への料金等の支払いは一括先払いとし、請求書受領月の翌月末日（該当日が銀行営業日でない場合は、その後の最初の営業日）までに、KSG の指定する銀行口座に振り込むものとしします。
3. 利用者が契約を更新する場合も一括先払いとし、契約満了月末日（該当日が銀行営業日でない場合は、その前日の営業日）までに、KSG の指定する銀行口座に振り込むものとしします。指定日までに入金が無い場合、KSG は契約を解除する事ができる事としします。
4. 利用者は、自己が利用する金融機関等との間で紛争が発生した場合は、利用者が責任をもって解決するものとし、KSG には一切迷惑をかけないものとしします。

第 25 条 (遅延損害金)

1. 利用者が、本契約に基づき負担する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は支払期日の翌日から支払日までの日数について、年 14.6%の割合で計算した額の遅延損害金を当該金銭債務に付加して支払う義務を負います。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 26 条 (消費税等)

1. 利用者が KSG に対し本契約に基づく金銭債務を支払う場合において、法令により 当該支払について消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は KSG に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額をあわせて支払うものとしします。

第8章 利用者への注意

第27条（管理者）

1. 本サービスの利用にあたり、利用者はあらかじめ管理者を選任し、KSG にホームページの申込サイトもしくは KSG が指定する申込書で届け出るものとします。管理者が交代したときは直ちに KSG に書面で通知するものとします。管理者とは、本サービスを管理・利用する為の ID やパスワードを管理する者を指し、KSG からの通知は基本管理者へ連絡するものとする。

第28条（利用者への通知方法）

1. 本サービスの利用等に基づく KSG から利用者への諸通知は、あらかじめ KSG に届け出されている管理者の電子メールアドレス宛てに電子メールを送信、又は KSG が適切と判断する方法により通知されるものとし、利用者の知、不知にかかわらず、この通知が発送された時点をもって、本規約の変更等が有効になるものとします。
2. 前項による通知がなされた場合、利用者の不知によって発生した損害について、KSG は一切責任を負わないものとします。

第29条（利用者の禁止行為）

1. 利用者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。
 - (ア) KSG が提供するデータセンターにて管理する本システムへ不正アクセスをする行為
 - (イ) 本サービスの妨害行為
 - (ウ) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、またはその恐れのある行為
 - (エ) KSG あるいは他の利用者、若しくは第三者の権利を侵害し、又は他の利用者及び第三者に迷惑・不利益等を与える行為、又はその恐れのあるもの
 - (オ) その他 KSG が不適切と判断する行為
2. 利用者が前項の規定に違反し、KSG が損害を受けたときは、利用者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。
3. 利用者は本サービスにアクセスするための ID 及びパスワード等を与えられた場合、善良な管理者の注意をもって管理し、その漏洩、使用上の誤り、または不正使用等の行為による損害の責任は、利用者が負うものとし、KSG は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、前項の ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明したときは、直ちに KSG にその旨を通知するものとします。

第9章 雑則

第30条 (KSGの知的財産権)

1. 本サービスの提供に関連して KSG が利用者に貸与又は提示するソフトウェア等の物品(本規約、本サービスの取扱マニュアル等を含む)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は KSG 又は KSG の指定する者に帰属するものとします。
2. 利用者は前項の知的財産権を、以下のとおり取り扱うものとします。
 - (ア) サービス利用目的以外に使用しないこと
 - (イ) 複製・改変等を行わないこと
 - (ウ) 営利目的の有無を問わず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等を行わないこと
 - (エ) KSG 又は KSG の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
 - (オ) その他 KSG 又は正当な権限を有する第三者の知的財産権（知的所有権を含むものとし、以下同じ）を侵害しないこと
3. 本条の規定は、本契約期間終了後も効力を有するものとします。

第31条 (第三者の権利侵害に対する補償)

1. KSG は、第三者から本サービスが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、KSG の判断により、以下の処置のいずれかを選択実行することが出来るものとします。この場合、利用者はこれに従うものとします。
 - (ア) 従前どおり利用者にサービスを提供する
 - (イ) 当該係争に係わる部分について KSG の判断で同等の代用物と交換する
 - (ウ) 当該係争に係わる部分についてサービスの提供を中止する
2. 利用者は、第三者から本サービスが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨を速やかに KSG に通知し、KSG の行う権利の防御等に協力し、当該紛争の処理につき、KSG の指示に従うものとします。利用者がかかる義務を履行することを条件として、利用者が当該紛争に関する確定判決又は KSG が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合、KSG は利用者に対し、利用者が KSG に支払った 1 ヶ年分の利用料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。
3. 本条の規定は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害した場合に KSG が利用者に対して負う一切の責任を規定したものとします。KSG は、利用者その他いかなる者に対しても、本条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとします。

第32条 (守秘義務)

1. 利用者及び KSG は本契約に関し知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の事前の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。但し次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
 - (ア) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
 - (イ) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となった場合

- (ウ) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 - (エ) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
 - (オ) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
 - (カ) 利用者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する上で必要がある場合
 - (キ) その他本サービスの運営上必要がある場合
2. 利用者はその役員及び従業員に対しても、前項の規定を遵守させるものとします。

第 33 条（利用者の協力義務）

1. KSG は以下の場合、利用者に対し本契約に関する利用者の情報・資料等の提供を求めることができます。この場合、利用者はそれに応じるものとします。
- (ア) 利用者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (イ) 故障予防又は回復のための必要な場合
 - (ウ) 技術上必要な場合
 - (エ) その他 KSG が必要と判断する理由がある場合

第 34 条（損害賠償）

1. KSG は、利用者がその故意又は過失により KSG に損害を被らせた場合は、本契約の契約期間中及び終了後にかかわらず、利用者に当該損害の賠償を請求することができます。
2. KSG が本サービスの利用に関し損害賠償責任を負う場合、KSG は、利用者に現実に生じた通常の直接損害に対して、当該利用者が本サービスの対価として支払った 1 ヶ年分の利用料金総額を限度として賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、KSG は賠償責任を負わないものとします。

第 35 条（免責事項）

1. KSG は、本サービスの完全な運用に努め、利用者が本サービスを利用することにより、発生した損害、及びサービス停止したことによる損害について、損害の発生が KSG の故意又は過失に起因するものでない限り、KSG は利用者に対して賠償責任を負いません。
2. KSG は第 20 条（データの取り扱い）で定める、データおよびバックアップデータに関して、一切責任を負いません。

第 36 条（協議）

1. 本規約に定めない事項については、KSG と利用者との協議によって定めるものとします。

第 37 条（紛争の解決）

1. 本契約について、利用者と KSG の間に紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

第 38 条（管轄裁判所）

1. 本契約について、利用者と KSG との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 39 条（準拠法）

1. 本規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

附則 この利用規約は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

2021 年 4 月 1 日

KSG 株式会社